110320.410	－　政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成６年法律第113号）第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第１項第３号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		Xq1																				
110320.490	－　その他のもの		X																				
	5　ライ小麦のもの																						
110320.510	－　政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成６年法律第113号）第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第１項第３号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		Xq1																				
110320.590	－　その他のもの		X																				
110320.600	6　その他のもの	17.0%	B7		10.6%	8.5%	6.4%	4.3%	2.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
11.04	その他の加工穀物（例えば、殻を除き、ロールにかけ、フレーク状にし、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの。第10.06項の米を除く。）及び穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）																						
	ロールにかけ又はフレーク状にした穀物																						